

別 紙

ハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実に関する植物検疫実施細則の一部を次のように改正する。

2を次のように改める。

2 こん包及びこん包場所

(1) こん包

こん包に通気孔を設ける場合は、その通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているものであること。

(2) こん包場所

告示五のロのこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。

ア 消毒施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて金網が張られている等、ミバエ類の侵入を防止するための設備があること。

イ 消毒済みソロ種パパイヤ生果実の専用こん包場所であること。

ウ 3カ月に1回以上、内部が殺虫剤で消毒されていること。